

投票立会人	を	投票所の投票立会人	期日前投票所の投票立会人	に改め、
1万5,000円		1万5,000円	1万3,000円	
1万5,000円		1万5,000円	1万3,000円	
1万5,000円		1万5,000円	1万3,000円	

同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 投票所の投票立会人のうち、立会時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、7,500円とする。
- 2 期日前投票所の投票立会人のうち、立会時間が投票時間の2分の1である者の報酬の額は、この表の額にかかわらず、6,500円とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

公職選挙法の改正に伴い、期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額を定める必要があるため、この条例案を提出いたします。

第16号議案

足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成16年2月23日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例
足立区幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成12年足立区条例第61号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国立及び公立の義務教育諸学校等の教育

職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条及び第11条」を「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第3条及び第6条」に改める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

(提案理由)

国立大学法人法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、規定を整備する必要があるため、この条例案を提出いたします。

第17号議案

負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
上記の議案を提出する。

平成16年2月23日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

負担付き贈与にかかる財産の受け入れについて
下記のとおり負担付き贈与にかかる財産を受け入れる。

記

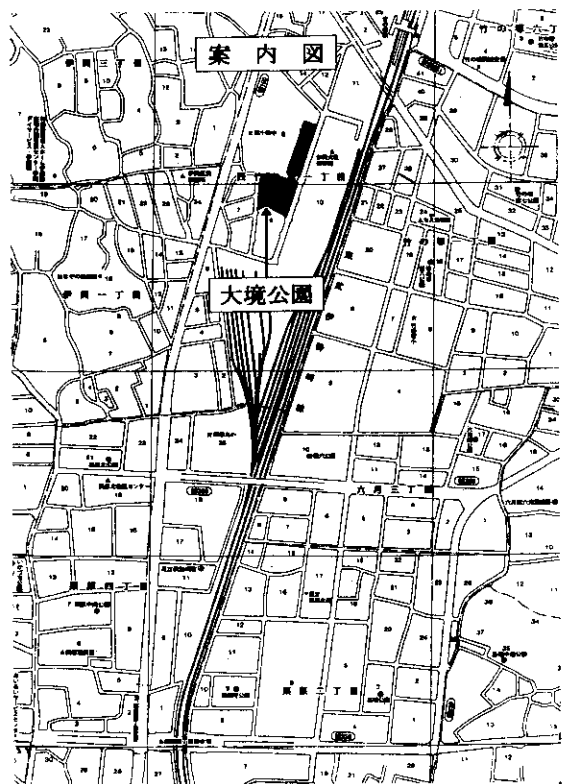
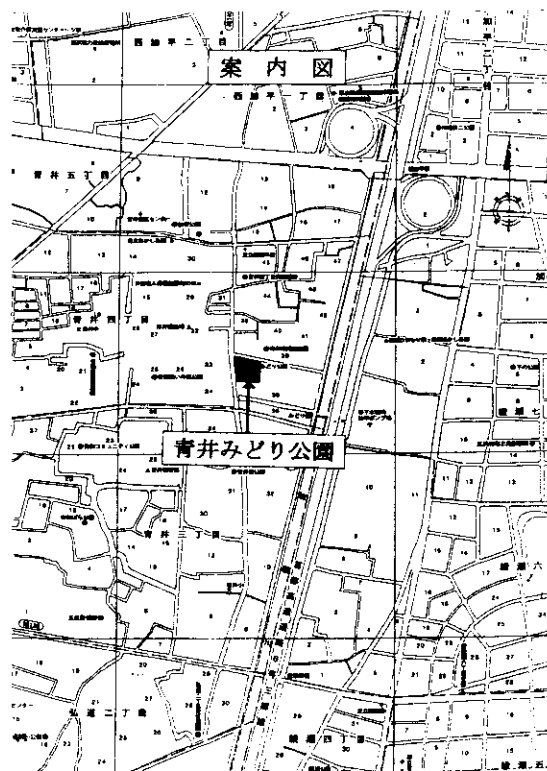
- 1 受け入れる財産 別紙のとおり
- 2 受け入れ年月日 譲与契約締結の日
- 3 贈 与 者 東京都
- 4 贈 与 の 条 件
 - (1) 譲与の契約締結の日から20年間、公園敷地として使用する。
 - (2) 足立区が上記の義務を履行しないときは、東京都は譲与契約を解除することができる。

(提案理由)

東京都所有の土地の贈与を受け入れるため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第9号の規定に基づき、この案を提出いたします。

別紙
受け入れる財産

番号	名称 所 在	種類	数 量	指定の 用 途
1	大境公園用地 足立区西竹の塚一丁目 1590番7(地番)	土地	334.13㎡	公園 敷地
	足立区西竹の塚一丁目 1590番6(地番)		601.20㎡	
	足立区西竹の塚一丁目 1618番16(地番)		1,322.80㎡	
	足立区西竹の塚一丁目 1618番12(地番)		3,775.24㎡	
	足立区西竹の塚一丁目 1659番54(地番)		412.99㎡	
			計6,446.36㎡	
2	青井みどり公園用地 足立区青井四丁目 842番6(地番)	土地	1,403.70㎡	公園 敷地



第18号議案

足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例
上記の議案を提出する。

平成16年2月23日

提出者

足立区長 鈴木 恒 年

足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例
(設置)

第1条 国民健康保険における柔道整復療養費の支給の適正を図るため、区長の附属機関として、足立区柔道整復療養費案件調査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、区長の諮問に応じ、柔道整復療養費の支給に関する

案件を公平かつ専門的な立場から調査審議する。

2 委員会は、調査審議の結果について区長に報告し、必要な措置を講じるよう意見を述べる事が